

平成21年6月29日

長崎市長  
田上 富久 殿

中山 洋二

## 回 答 書

私宛、貴殿らの6月19日付、長都計第170号、長教総第1102号及び長まち推第67号につき、回答申し上げます。

### 記

・貴庁が指摘する対象物について

1、貴庁が指摘する対象物は全て同一物であり、それぞれの長崎市条例に係わる事項である故、本書にて纏めて回答する。なお、何故ここまで大掛かりな通知書になるのか理解できない。県(金子・谷川)の圧力でもあるのか、中々興味あるところであります。

2、貴庁が指摘する、私が設置した掲示板などは、通常の商業的目的を持つ屋外広告物ではなく、長崎県庁或いは長崎市役所が広く県民或いは長崎市民に周知する必要がある公的要素を有するものであると考えています。例えば「長崎から平和のメッセージを」だとか「核のない未来にむかって」など長崎に来る多くの観光客ばかりか世界にピーアールする絶好の機会だと私は認識しております。また「第11大栄丸を引き揚げよう」との願いは長崎県民の多くの願いであります。「県庁移転反対」も「県知事の大選(4選)禁止」も県民的願いであります。

よって、長崎県庁或いは長崎市役所及び私の設置趣旨に賛同される方には自由に無償で利用していただくことができます。貴庁も違反などと『目くら』たてず、これを機会に積極的に私の「掲示板」や16番館に掲載している私の「標語」を活用し、長崎をピーアールすることを検討していただきたい。これ等、私の設置趣旨を充分にご理解いただき、『やぼ』なことを言わず、平和都市長崎の発展のために共に協力するのであれば、私も長崎のためなら場所の提供など協力を惜しむ者ではありません。

なお、設置届については、改めて後日申請する、その節は、宜しく、ご指導下さい。

3、貴殿及び貴庁担当者らは、私の設置趣旨を理解できず罰則をもって対処する意向と推測するが、これは対象物の設置についての見解の相違である。

・貴庁の照会事項について

1、注文主、製作請負者或いは製作者は、全て中山洋二です。

第三者の意思で作製したものでもなく、製作を第三者に依頼したのもなく「こいじゃいかんばい長崎県」との強い思いから、全て私(中山洋二)が製作したものであります。

追伸、16番館は貴重な文化財でありながら、過去に何者かによって違法に増改築されている。しかし貴庁は現在までこれら違法改造事件を放置している。その時の違法改造事件に貴庁は何処まで関与していたのか、改めて此方から質問させていただきます。

以上